

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループが、グループ内の事業会社を支配・管理を行う持株会社として、「お客様」「お取引様」「株主様」「地域社会」「社員」等すべてのステークホルダーから支持され続けるためには、法令等を遵守し業務の適正を確保するための体制整備を行い、企業価値を向上させていくことが使命と考えます。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの徹底・強化が基盤になるとの認識のもと、監査等委員会設置会社として、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能を強化することで、より透明性の高い経営の実現を目的とする体制といたしました。

また、コンプライアンスの意識を一層高めるための研修・教育を徹底し、かつ積極的な情報開示を推進することで経営の透明性を高め、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1—2—4】

当社における株式保有割合をみますと、現状は機関投資家や海外投資家の出資比率は低く、直ちに議決権の電子行使を整備する必要性は低いと考えております。

ただし、議決権の電子行使を可能とするための環境作り等につきましては、株主様の利便性向上や昨今のインターネットの急激な普及も踏まえ、東京証券取引所が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」(電子行使PF)の研究を行う一方、議決権行使比率及び海外投資家比率等の状況の推移を勘案しながら、株主動向を注視しつつ適切な対応を検討してまいります。

【原則1—3】

資本政策方針につきましては、現在策定中であります。策定後は、適切な方法により、投資家の皆さまにお知らせいたします。

【補充原則2—5—1】

当社グループでは、内部通報制度を採用し、パワハラ・セクハラ・内部不正等の相談窓口(ホットライン)を総務・人事統括部内に設けておりますが、独立した窓口は設けておりません。

運用にあたっては、形骸化排除や恣意的な取捨選択によるリスクの潜在化を防止するため、受け付けた案件をすべて経営会議に報告する体制としており、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止について配慮した体制としております。

経営陣から独立した窓口の設置に関しましては、あらためて必要の是非、設置する場合の具体的対応方法等について検討することといたします。

【原則3—1】

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、当社の意思決定の透明性、公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、以下の事項について開示を行い、主体的な情報発信を行ってまいります。

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の中期経営計画につきましては、現在策定中であります。策定後は、適切な方法により、投資家の皆さまにお知らせいたします。

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(1) 基本的な考え方

イ. 当社が、株主様・お取引先様をはじめとしたステークホルダーの信頼を確保・維持していくには、業務の健全性及び適切性を確保しなければならない。

ロ. 業務の健全性及び適切性を確保するためには、当社の経営管理手法が有効に機能しなければならない。

ハ. 経営管理手法が有効に機能するためには、役員及び社員、各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。

(2) 基本方針

当社は、金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード原則」の趣旨を理解し、株主様に対する受託者責任及びお客様、お取引先、社員等のステークホルダーに対する責任、ならびに当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現を目指し基本方針を策定しております。

イ. 株主の権利、平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主様がその権利を適切に行使することができる環境整備を行ってまいります。

ロ. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、企業価値を考える場合、財務的価値のみならず、これと密接な関係にある社会的価値の総和として捉え、株主様、お客様、お取引先、社員等すべてのステークホルダーに対するビジョンに基づき適切な協働を実践してまいります。

また、取締役会は、コンプライアンス遵守を最優先課題とし、すべてのステークホルダーを尊重し協働する企業風土の実現を目指してまいります。

ハ. 情報開示の充実及び透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンス等の非財務情報についても自主的に明快な説明を行うため、代表取締役社長をはじめ経営陣自ら、バランスの取れた分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでまいります。

ニ. 取締役会等の責務

取締役会は、株主様に対する受託者責任・説明責任を鑑み、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしてまいります。

(イ) 長期ビジョンや中長期経営計画等、当社の重要な経営戦略を定め、その実行を着実に推進いたします。

(ロ) 内部統制システムやリスク管理体制を整備し、経営陣によるリスクテイクを適切に管理いたします。

ホ. 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部などによる様々なインベスター・リレーションズ活動等により、株主様との間で建設的な対話(エンゲージメント)を推進してまいります。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬決定方針・手続につきましては、現在策定しております。方針が確定いたしましたら、あらためて開示いたします。

4. 取締役会が、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役の新任または再任にあたっては、取締役会が推薦し株主総会の決議により決定することとしております。また、監査等委員である取締役の選任につきましては、取締役会が推薦し、監査等委員会の同意を得たうえで株主総会の決議により決定することとしております。

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名についての説明がなされます。

【補充原則3—1—2】

当社における株式保有割合をみますと、現状は機関投資家や海外投資家の出資比率は低く、直ちに英語での情報開示・提供の必要性は低いと考えております。しかしながら、今後、外国人出資比率が高まった場合、当社として積極的に情報発信することは必要と考えますので、引き続き動向を注視しながら検討してまいります。

【補充原則4—1—2】

中期経営計画につきましては、現在策定中です。策定後、計画実現に向けて最善の努力を行うとともに、投資家の皆さまに対して適切にご説明してまいります。

【補充原則4—2—1】

当社は、取締役の報酬額につきましては、株主総会でその総額(限度額)を定め、具体的な報酬の配分は取締役会において決議することとしております。

経営陣の報酬に対する考え方は、業績と株式価値との連動性をより一層強めることで、企業価値向上へのインセンティブを高めることも株主様目線での経営の観点から重要と認識しておりますので、現在、様々な観点から取締役の報酬決定方針・手続を策定しております。方針が確定しましたら、あらためて開示いたします。

【補充原則4—10—1】

当社グループは、監査等委員会設置会社を採用しておりますが、独立社外取締役は取締役会の過半数には達していません。

コーポレート・ガバナンス体制を強化するうえで、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等への取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任強化が必要で、それを担うために、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会の設置により適切な助言を得ることも選択肢の一つと考えますが、採用した監査等委員会設置会社の今後の運営・効果を検証したうえで、あらためて検討してまいります。

【原則4—11】

当社は、監査等委員以外の取締役は6名、監査等委員である取締役は4名選任しておりますが、その業務執行のために必要な知識と経験、能力を鑑み、会社の運営に沿って最適な配置としております。また、監査等委員である取締役のうち、社外監査等委員3名は、金融機関出身者、税理士・公認会計士を選任しており、財務・会計に関する知見を有している人材を配置しております。

当社は、現在、取締役会全体の実効性に関して、分析・評価する具体策は有していません。コード原則に則り、早急に評価基準を設けるとともに開示方法についても検討してまいります。

【補充原則4—11—1】

当社では、取締役会規程において、取締役会の役割を、(1)業務の執行を決定し監督にあたること、(2)業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることと定めております。

これらを実行するためには、豊富で幅広い知識、見識、経験、実績等を有した人材を選任したうえで、多様な視点からバランス良く取締役会が構成される必要があります。

現状、そうした視点に立って取締役選任を行っておりますが、今後、取締役の選任に関する方針・手続等の開示を検討してまいります。

【補充原則4—11—3】

当社グループでは、現時点においては、取締役会の実効性についての分析・評価の方法を定めておりません。コード原則に則り、早急に評価基準を設けるとともに開示方法についても検討してまいります。

【補充原則4—14—2】

現在、取締役(監査等委員である取締役を含む)に対する教育・研修の計画と方針の策定を検討しております。方針が確定しましたらあらためてお知らせいたします。

【補充原則5—1】

株主の皆様・投資家の皆様などあらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解を推進し、適正な評価をいただくために、当社に関する重要な情報の適時・適切な開示を行います。また、ホームページでは、「IRの基本方針」「ディスクロージャーポリシー」を掲載し、あらゆるステークホルダーの皆様への情報開示に対する当社グループの考え方を示しております。

1. 情報開示の基準

当社グループは、金融商品取引法等の諸法令ならびに、東京証券取引所の定める適時開示規則等に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示を行います。

諸法令や適時開示規則等が定める重要事実には該当しない情報であっても、ステークホルダーの皆様にとって有用と判断される情報につきましては、可能な範囲で積極的かつ公平に開示いたします。

2. 情報開示の方法

適時開示規則が定める重要事実には該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)で開示いたします。TDnet登録後は、速やかに報道機関に同一情報を提供するとともに、当社ホームページ上にも遅滞なく同一資料を掲載いたします。

3. 沈黙期間

当社グループは、決算情報の漏洩を防止し公平性を確保するため、決算期日から決算発表日までを沈黙期間としております。この期間内は、決算に関するコメント、ご質問等に関する回答は差し控させていただきます。ただし、沈黙期間中に発生した業績予想との差異が適時開示規則に該当する変動幅となることが明らかになった場合には、適宜、プレスリリース等により情報開示を行います。これを遵守するため、インサイダー情

報管理の社内規程を設け、法定開示の内容及びインサイダー情報の管理についてチェックを行ってまいります。

4. また、IR担当部署を経営戦略室とし、管掌する役員を定め、関連部門との連携を図ってまいります。

5. 機関投資家・個人投資家向け「決算説明会等」につきましては、今後、時期・その方法を検討し、当社の経営戦略、事業、商品等に関して積極的に情報を発信していく予定です。

【補充原則5—1—1】

株主様との面談による対応については、基本的にお受けするスタンスであり、担当役員がそれぞれの分野(営業・管理・経営課題)についてお応えすることとしております。特に、今般の経営統合につきましては、皆さまからの関心も高く、当社からの情報発信が不可欠と認識しておりますので、具体的な対応方法を確立してまいります。

【原則5—2】

当社の中期経営計画につきましては、現在策定中です。確定次第お知らせいたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1—4 いわゆる政策保有株式】

当社グループでは、いわゆる政策保有株式につきましては、売却または残高圧縮を基本方針としておりますが、業務提携や事業シナジーが見込めること等、投資先企業との取引関係の維持・強化により当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することが検証できる場合には、経営戦略の一環として保有する場合があります。

また、当社は、政策保有株式として位置付ける上場株式のうち、主要なものについては、保有の目的及び合理性を検証し定期的に取締役会で報告します。なお、保有上場株式の議決権行使については、単なる取引の維持で判断するのではなく、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か等を総合的に判断し適切に行使してまいります。

【原則1—7 関連当事者間の取引】

当社グループは、関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令及び社内規程に従い、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、取締役会で承認決議・報告等を行い適切に監視いたします。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき重要な事実を適切に開示いたします。

取締役の利益相反取引については、法令に従い取締役会の承認を受けて実施し、その結果を取締役に報告する体制としております。

【補充原則4—1—1 取締役会が経営陣に対して委任する範囲】

当社グループは、取締役会規程において、法令で定められた事項、定款で定められた事項及び重要な業務に関する事項を取締役会の決議事項とすることを定めております。また、取締役会以外では決議できないことが法令で定められている場合を除き、取締役会での決議事項を経営会議等の機関に委譲することができる体制としております。

【原則4—8 独立社外取締役の有効な活用】

当社グループは、現在、取締役会は10名で構成しており、うち3名が社外監査等委員である取締役です。3名の社外取締役は、いずれも、当社が定める「社外役員の独立性基準」の基準を満たしております。

【原則4—9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社グループは、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を十分に発揮するために、独立性確保を重要視しております。独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に従い定めた、以下の「社外役員の独立性基準」に基づき独立社外取締役を選任しております。

「社外役員の独立性基準」

当社グループにおいては、以下に該当しない者を、独立性を有する社外役員としております。

1. 当社または当社の子会社または関連会社の現在の業務執行者及び過去10年以内に業務執行者であった者
2. 当社または当社の子会社または関連会社を主要な取引先とする者(※1)(当該者が法人等である場合はその業務執行者)
3. 当社または当社の子会社または関連会社の主要な取引先(※2)(主要な取引先が法人等である場合はその業務執行者)
4. 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主(保有者が法人等である場合はその業務執行者)
5. 当社または当社の子会社または関連会社から、役員報酬以外に直前3事業年度において、平均して1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者(コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士等の各専門家)または、当該組織の平均年間総費用の30%以上の金銭その他の財産上の利益を得ている団体に現在所属している者
6. 当社または当社の子会社または関連会社から役員を受け入れている会社及びその子会社に現在所属している者
7. 上記1から6までの近親者(配偶者または二親等以内の親族)

※1 当社または当社の子会社または関連会社を主要な取引先とする者は以下のとおり。

当社または当社の子会社または関連会社に対して製品またはサービスを提供している取引先で、直前3事業年度における当社及びその子会社及び関連会社への取引額がどちらかの連結売上高の2%以上の者

※2 当社または当社の子会社または関連会社の主要な取引先とは以下のとおり。

当社または当社の子会社または関連会社が製品またはサービスを提供している取引先で、直前3事業年度における当社及びその子会社及び関連会社への取引額がどちらかの連結売上高の2%以上の者

【補充原則4—11—2】

監査等委員である社外取締役の兼任状況は、本報告書<経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況> 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】会社との関係(2)に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率更新	10%未満
-------------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アサクラ・HD	1,343,100	8.85
株式会社東邦銀行	364,968	2.40

川西 良治	270,900	1.78
浅倉 俊一	249,639	1.64
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	199,500	1.31
株式会社みずほ銀行	197,000	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	186,369	1.22
浅倉 友美	175,535	1.15
浅倉 俊之	155,866	1.02
浅倉 トヨ	133,200	0.87

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	——
親会社の有無 更新	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	2 月
業種 更新	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、持株会社による経営体制を選択いたしました。
この体制を選択した目的は、各事業会社の権限と責任が明確となるのは勿論のこと、経営環境の変化に素早く対応できる機動性と、各事業の専門性を追求することで事業基盤の強化を実現し、グループ全体の企業価値向上に努めることにあります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅津 茂巳	他の会社の出身者							△	△			
須田 徹	公認会計士											
和田 治郎	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅津 茂巳	○	○	取締役梅津茂巳氏は、過去、当社の主要な株主である株式会社東邦銀行に平成22年6月まで在籍し、その間、取締役など要職を歴任しておりました。同行は当社の株主(2016年9月1日現在の持株比率2.40%)であります。なお、同行から当社の子会社である株式会社ダイユーエイトの借入金は、2016年2月20日現在で1,325百万円であります。	取締役梅津茂巳氏は、金融機関で培われた豊富な経験および幅広い見識を有しております。 同氏は、当社の取引銀行である株式会社東邦銀行に在籍しておりましたが、退職後相当の期間が経過し、また、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行から当社の経営が影響を受けることがないことから、独立性に関しても、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しています。
須田 徹	○	○	該当なし	

				取締役須田徹氏は、公認会計士としての専門的見地から、その高度な知識と見識を発揮していただけるものと判断しており、社外取締役に選任しております。また、独立性に関しても、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しています。
和田 治郎	○	○	該当なし	取締役須田徹氏は、公認会計士としての専門的見地から、その高度な知識と見識を発揮していただけるものと判断しており、社外取締役に選任しております。また、独立性に関しても、当社と特別な利害関係はなく、独立性が確保されているため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤しており、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査部門との連携が実施できているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はおりません。なお、監査等委員会はその業務を補助する社員を任命することができ、任命された監査業務補助者の人事考課、任命解除、懲戒等については、監査等委員及び監査等委員会と協議することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新	
当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、四半期に1回、独立的立場から決算監査を行い監査等委員会に報告する体制としております。監査等委員と会計監査人は、監査計画や監査方針に関し随時意見交換を行い、また、監査等委員は会計監査人が作成する監査実施報告書を閲覧し、適宜会計監査人の監査及び講評に立会い、監査実施状況の把握が可能な体制を構築しております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
その他独立役員に関する事項	

梅津茂巳氏、須田徹氏及び和田治郎氏は、独立役員の要件を満たしております。
 なお、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新
取締役へのインセンティブ等に関する施策については、現在検討中です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示する予定です。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、株主総会で決議いただいた報酬等の限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬等につきましては、同様に株主総会で決議いただいた報酬等の限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む)に対する役員報酬等は、業績連動報酬導入を踏まえて現在検討中であり、確定次第お知らせいたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役が十分に機能するためには、いかにその独立性が保たれ、客観的な立場での提言がなされるかが極めて重要だと考えております。現在、社外取締役を補佐する専任担当者は設置しておりませんが、経営戦略室、財務統括部が窓口となり、求められる資料については速やかに閲覧可能な体制を整え、詳細な説明を加えることでサポートする体制としております。

社外取締役に対しては、取締役会及び経営会議での経営情報の伝達のほか、喫緊の重要な案件につきましては随時意見を仰ぐこととしております。なお、社外取締役が出席する会議開催にあたっては、事前に経営戦略室が作成した資料を配布し実効性を高めることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)6名、監査等委員である取締役4名の計10名、うち社外取締役3名により構成されます。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時開催いたします。取締役会においては、経営や業務執行の監視機能、牽制機能の整備・強化を目指しております。

取締役会に次ぐ重要会議である経営会議は、常勤監査等委員である取締役を含む取締役、経営戦略室長、商品本部長の9名で構成されます。経営会議は月1回開催し、グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・検討を行います。

監査等委員は、取締役会等重要な会議への出席は勿論、原則、毎月1回の監査等委員会開催により、取締役の業務執行を監督してまいります。また、当社グループでは、内部監査部門による法令やコンプライアンスの遵守と透明かつ効率的な経営の観点から業務執行状況の監査を行い、適宜改善や助言、提案による効果を期待しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役により、経営に対する監視監督機能を強化することで、経営における透明性の高いガバナンス体制を構築・維持し、結果として継続的な当社グループの企業価値向上が図られるものと判断したものです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様には議案を十分に検討いただくための試みとして、株主総会の3週間前を目途に「株主総会招集ご通知」を早期発送する予定としております。 なお、招集通知発送と同時に、同内容を当社のホームページ並びに東京証券取引所TDnetで開示し早期情報開示に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算基準日が2月末日という特異性もあって、3月決算会社のような株主総会の集中開催日を意識した日程調整は想定しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	現状、議決権の行使にあたっては、電磁的方法による方法の採用は予定しておりません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使を可能とするための環境作り等につきましては、昨今のインターネットの急激な普及も踏まえ、東京証券取引所が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」(電子行使PF)の研究を行う等、株主動向を注視しつつ適切な開示対応を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文提供につきましては、重要性は認識しているものの、外国人株主比率を鑑み、現状では対応しておりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、IR活動をあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価をいただくために最も効果的なコミュニケーションを実現するための経営の責務と位置づけております。 当社のディスクロージャーポリシーは、ホームページに掲載しておりますが、その基本方針は以下のとおりです。 「当社グループは、株主、投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社グループに関する重要な情報の適時・適切な開示を行います。」	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、個人投資家向けの会社説明会は実施しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	従来、アナリスト・機関投資家向けの会社説明会につきましては、スチュワードシップコードの施行、コーポレートガバナンス・コードの導入を機に、積極的に当社からのメッセージを発信することが重要と判断し、機関投資家向けの「会社説明会」を実施する予定としております。今後も、継続して当社を理解いただくために多様な開示方法を検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、実施しておりません。 今後も開催する予定はありません。	なし
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、売上推移速報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社には、IRに関する専任部署は設けておりませんが、経営戦略室がIR全般を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、全般的なステークホルダーの尊重について、「ダイユー・リックホールディングス企業行動憲章」において定めております。経営理念・行動規範にも、「お客様視点」「お客様第一主義」等を掲げ、社内報にも内容を掲載する等、全社員がすべてのステークホルダーの立場を尊重する経営・風土を醸成しております。 また、ステークホルダーの立場尊重には、双方向コミュニケーションが不可欠ですので、皆さまから信頼いただける財務報告の作成のほか、重要事実については適時・適切な情報開示に努めてまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全・CSR活動に対しても、「ダイユー・リックホールディングス企業行動憲章」において以下のとおり定めております。 5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。 5－1. 地球温暖化対策や循環型経済社会の構築に取り組む。 5－2. 事業活動における環境影響を評価し、環境負荷と環境リスクの低減に努める。 5－3. 環境問題の解決に資する革新的な商品・サービスの提供と、ビジネスモデルの開発に努める。 6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。 6－1. 自らが取り組むべき社会的な課題について、資源や専門能力を投入し、その解決に貢献する。 6－2. NPO／NGO、地域社会等、課題解決のために必要なパートナーと連携する。 6－3. 業界や経済界としての社会貢献活動に参画する。 6－4. 従業員の自発的な社会参加を支援する。 上記を基に、グループ会社において、計画的・継続的に環境保全レベル向上に努めております。その内容につきましては、ホームページで適宜情報開示をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社において、全般的なステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定」については、「ダイユー・リックホールディングス企業行動憲章」において以下のとおり定めております。 3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。 3－1. 株主総会やIR活動を通じて、株主・投資家等とのコミュニケーションを促進する。 3－2. ステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示する。 3－3. 広報・広聴活動を通じて、社会との双方向のコミュニケーションを促進する。 3－4. 財務報告の信頼性を確保するため、適正かつ効率的な組織と仕組みを構築し、財務報告を行う。 企業行動憲章以外でも、経営理念・行動規範において、「お客様第一主義」を掲げ、すべてのステークホルダーの皆様の立場を尊重した経営に努めております。
その他	【女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 当社のように接客業が中心となる小売業では、他の業種以上に女性の活躍が不可欠と認識しており、積極的な採用方針を堅持いたします。 社内規程においても、「ハラスメント防止に関する規程」「育児・介護休業等に関する規則」「サポートライン基本規程」を定めているほか、「就業規則」の中でも女性が活躍できる環境づくりに配慮しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制基本方針

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動憲章を制定し、代表取締役社長がその精神を役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 代表取締役が任命する取締役(監査等委員である取締役を除く。)を委員長とする内部統制委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンス・リスクを分析し、その対策を具体化する。
- (3) 各業務部門の責任者及び取締役並びに監査等委員である取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに内部統制委員会に報告する体制を構築する。使用人が直接報告することを可能とするコンプライアンス・ホットラインを設ける。報告・通報を受けた内部統制委員長は、その内容を調査し再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- (4) 使用人の法令・定款違反行為については、内部統制委員会から総務・人事統括部に処分を求め、役員の法令・定款違反については、内部統制委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長が任命する取締役(監査等委員である取締役を除く。)を取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理を全社的に統括する責任者とする。任命された取締役は、文書管理規程に従い職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は文書管理規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、当社グループの個々のリスクについて管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、総務・人事統括部を中心とした情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

また、内部監査部門はグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は取締役会にその改善策を諮る。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 職務権限・意思決定ルールの策定
- (2) 取締役及び部・室長を構成員とする業績検討会の開催
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 業績検討会、経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部監査室は、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役、部長及びグループ各社の社長は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会委員長及び上記(2)の責任者に報告し、内部統制委員会委員長は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議の上制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

イ. 経営会議で決議された事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 毎月の経営状況として重要な事項

ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ. 重大な法令・定款違反

ヘ. コンプライアンス・ホットラインの通報状況及び内容

ト. その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 使用人は前項ロ. 及びホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員である取締役に直接報告することができるものとする。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長の定期的な意見交換会を設ける。監査等委員会は必要に応じて独自に顧問弁護士を委嘱することができ、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

取締役会は、取締役6名、監査等委員である取締役4名の計10名で構成され、迅速かつ的確な意思決定の場として、取締役会規程等に則り、経営の基本方針、法令で定められた事項その他重要事項を決定し、厳正なる運営を行います。

(2) 経営会議

経営会議は、取締役(常勤監査等委員である取締役を含む)、経営戦略室長、商品本部長で構成され、毎週月曜日に開催し、経営会議規程に則り、各部政策・経営方針を審議決定するほか、取締役会付議事項の審議を行い、経営上重要な事項についてタイムリーに対策を講じてまいります。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員(うち社外監査等委員3名)で構成され、監査等委員会規程に基づき、法令及び定款に従い、監査等委員の監査方

針を定めるとともに、各監査等委員の報告に基づき監査報告書を作成いたします。

(4) 内部統制委員会

内部統制委員会は、「内部統制システム」の構築と「コーポレート・ガバナンス」の向上を図ることを目的とし、内部統制報告、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制活動を推進してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は「企業行動憲章」において、社会からの信頼を確保するため、企業や市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を排除すると定めております。具体的には、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、不当要求等は断固として受け入れず、警察及び弁護士等の外部機関との連携のもと、組織として対応することを基本方針としております。

(2) 整備状況

当社は「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除のため本部及び店舗に不当要求防止責任者を配置し、速やかに対応できる体制づくりをしております。また、警察、暴力団排除活動団体等の外部機関と連絡を密に情報収集に努め、不当要求等に対しては連携を取りながら対応してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
-----------------------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

